

令和 7 年安曇野市議会 12 月定例会 提案説明書

— 目次 —

報告第 28 号	1
議案第 100 号	2
議案第 101 号	3
議案第 102 号	4
議案第 103 号	5
議案第 104 号	6
議案第 105 号	7
議案第 106 号	8
議案第 107 号	9
議案第 108 号	10
議案第 109 号	15
議案第 110 号	16
議案第 111 号	17
議案第 112 号	19
議案第 113 号	20
議案第 114 号	21
議案第 115 号	22
議案第 116 号	23
議案第 117 号	24
議案第 118 号	25
議案第 119 号	26
議案第 120 号	27
議案第 121 号	28
議案第 122 号	29
議案第 123 号	30
議案第 124 号	31
議案第 125 号	32
議案第 126 号	33
議案第 127 号	34
議案第 128 号	35
議案第 129 号	36
議案第 130 号	37
議案第 131 号	38
議案第 132 号	39
議案第 133 号	40
議案第 134 号	41
議案第 135 号	42

報告第 28 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について（公用車事故に関すること）

別紙をお願いします。

安曇野市豊科高家 6447 番地 2 における公用車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり令和 7 年 11 月 12 日付けで専決処分したものです。

1. 和解の相手方

市外事業者です。

2. 事故の概要

令和 7 年 7 月 11 日、株式会社コーケントラスト所有のアパートの駐車場にて、バックで公用車を駐車する際にアパートベランダのアルミフェンスに接触し、損傷させた物損事故です。

3. 和解の内容

本件事故の原因は、公用車運転者の不注意によるものであるため、安曇野市の過失を 100% とし、安曇野市は上記 1 の相手方に対し、損害賠償金として 132,000 円を支払うものです。

なお、本件事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認しましたので、ご報告するものです。

説明は、以上です。

議案第 100 号

地方自治法の改正に伴う関係条例の整理に関する条例

本条例は、地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令が公布され、附則に定める施行の日から施行されることにより、当市の例規において条項ずれが生じることから、当該ずれを解消するため、関係する例規を一括して改正するものです。

改正の内容としましては、第 1 条「安曇野市水道事業の設置に関する条例」、第 2 条「安曇野市監査委員条例」、第 3 条「安曇野市下水道事業の設置等に関する条例」、第 4 条「安曇野市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例」の 4 条例について、地方自治法等の改正に伴う条ずれを是正するものです。

本改正は、地方自治法の一部を改正する法律附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日から施行します。

説明は以上です。

議案第 101 号

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例

本改正案は、安曇野市マウンテンバイクコースに関する管理経費の増加に伴い、現在の料金設定では増加分を賄うことが困難なことから、使用料を引き上げるための所要の改正を行うものです。

改正内容であります。

使用料について、個人利用 1 人 1 日につき 200 円から 1,000 円に、レンタルバイク 1 台 1 時間につき 300 円を 1,200 円に、ヘルメットを 1 人 1 日につき無料から 200 円をそれぞれ上限として改正するものです。

なお、市内在住又は在学の高校生以下のレンタルバイク並びにヘルメットの使用料については、これまでどおりの取り扱いとしております。

その他、字句や体裁の整理等を行います。

本改正は、公布の日から施行します。ただし、別表第 2 の 6 安曇野市マウンテンバイクコースの表の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。

議案第 102 号

安曇野市の適正な土地利用に関する条例の一部を改正する条例

5 年に 1 度の土地利用制度の見直しに伴い、市民アンケートの結果や運用上の課題を精査し、必要な改正を行うものです。

1 主な改正のうち、開発事業に関する事項

- (1) 防災まちづくりを推進するため、土砂災害特別警戒区域等の災害の危険性が高い場所について、開発事業の実施を原則禁止とするものです。
- (2) 都市計画決定に即して行う開発事業、土地収用法に基づき実施する開発事業について、安曇野市土地利用基本計画に整合するものに位置付けます。

2 主な改正のうち、手続きに関する事項

- (1) 空き家利用の推進を図るため、空き建物利用の特定開発事業について、審議会の意見聴取を省略可能とし、手続き期間を短縮します。
- (2) 開発事業者による迅速な条例手続きを促すため、条例手続きに期限を設定し、提案から申請を 1 年以内に行うことを原則とします。
- (3) 事業承認後、工事未着手の案件に対する対応を強化するとともに、長期未着手の案件の事業承認の取り消しを可能とします。
- (4) 安曇野市土地利用基本計画や地区土地利用計画の案に対し、市民が意見書を提出できる期間を拡充します。
- (5) 事業承認の条件に、審議会の意見聴取を踏まえた助言や指導に対する措置を講じることを追加します。
- (6) 開発提案等の取下げに関する規定を新たに追加します。
- (7) 特定開発事業の認定を得た開発事業を事業者都合により変更する場合、再度の説明会や審議会の意見聴取を課すことを可能とします。

その他、字句や体裁の整理、体系の不備の整理等を行います。

本改正は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 103 号

安曇野市都市計画法第 33 条第 3 項の規定に基づく開発行為に係る制限の強化・緩和に関する条例

敷地面積 3,000 ㎡以上の土地で住宅系開発をする場合、都市計画法に基づき、開発面積の 3 %以上の公園、緑地、広場を設置する必要がありますが、狭小で不整形な、活用見込みの低い土地が造成される傾向にあり、維持管理に市民、行政とも苦慮している状況にあります。

今回、同法に定められた制限を強化・緩和し、市民・事業者・安曇野市にとって有益な基準とするため、都市計画法第 33 条第 3 項の規定に基づく条例を新たに制定するものです。

この条例による制限の強化の内容です。

住宅系開発に際して設置する施設の種類を公園に限定し、また 1 箇所当たりの面積を 200 ㎡以上、開発面積に対する公園面積の割合を、法定の 3 %から 5 %とします。

次に緩和の内容です。

公園設置が必要な開発の規模を、法定の 0.3ha から 0.5ha に引き上げます。

本条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 104 号

安曇野市郷土資料館条例の一部を改正する条例

本改正案は、安曇野市郷土資料館条例の名称及び安曇野市穂高郷土資料館の開館時間の変更その他所要の改正を行うものです。

改正の内容は、条例の名称を安曇野郷土資料館条例から安曇野市穂高郷土資料館条例に改め、開館時間を他の博物館施設にあわせて午前 8 時 30 分から午前 9 時に改めるものです。また郷土資料館の施設の利用や収蔵資料の特別利用及び借用の許可に係る条文の追加その他字句体裁の修正を行います。

本改正は、公布の日から施行します。ただし開館時間の規定に関する改正については、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 105 号

児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

本改正案は、法令改正に伴い、関係する府令の改正が行われたことから、当該府令の規定に従い、又は参酌して定める条例を一括して改正するものです。

- (1) 児童福祉法等の一部を改正する法律により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設及び国家戦略特区内に限り認められていた地域限定保育士制度が一般制度化されるものです。
- (2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令により、保育所等における健康管理の円滑な実施のため、乳幼児健康診査を健康診断に代替することができることとされるものです。

改正内容は、第1条「安曇野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、乳幼児健康診査を利用開始前の健康診断に代替することができること及び地域限定保育士に関する記載を加えたものです。

第2条「安曇野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」については、児童福祉法の一部改正に伴い条項ずれを改めたものです。

第3条「安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」については、地域限定保育士に関する記載を加えたもの及び児童福祉法の一部改正に伴い条項ずれを改めたものです。

本改正は、公布の日から施行します。

説明は、以上です。

地域限定保育士：

- 特定の地域限定で保育士として働くことができる資格
- 合格後3年間は試験を受けた地域内でしか働くことができないが、3年が経過して1年間の勤務経験がある者は全国で働くことのできる保育士となることが可能

議案第 106 号

安曇野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

本条例案は、令和 8 年度から全国の自治体において本格実施となることも誰でも通園制度（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業）について、児童福祉法第 34 条の 16 第 1 項に基づき、内閣府令で定める基準（乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準）に従い、又は参酌して市は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準（＝最低基準）を条例で定めなければならないことから、新たに条例を制定するものです。

乳児等通園支援事業の実施に当たり、乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために必要となる安全計画の策定、職員の一般的条件、秘密保持等、必要となる設備とその面積などの設備基準等といった必要な事項に関して条例（市が定める基準）に基づき定める必要があります。

本条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行します。

説明は以上です。

議案第 107 号

安曇野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

本条例案は、令和 8 年度から全国の自治体において本格実施となることも誰でも通園制度（児童福祉法第 6 条の 3 第 23 項に規定する乳児等通園支援事業）が実施されるに当たり、乳児等通園支援事業を行う事業者が、子ども・子育て支援法による乳児等のための支援給付を受けるため、市から同法に基づく確認を受けなければなりません。

この確認の基準は、内閣府令で定める基準（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）に従い、又は参酌して市が条例で定めなければならないことから、新たに条例を制定するものです。

乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針・提供する乳児等通園支援事業の内容などの内部の規定、秘密保持、情報提供等といった必要な事項に関して条例（市が定める基準）に基づき定める必要があります。

本条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

説明は以上です。

議案第 108 号

令和 7 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 4 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 億 8,900 万円を追加し、533 億 8,000 万円とします。

現時点までの予算執行状況を分析し、令和 7 年度末までの予算に過不足が生じることが予測されるもの、翌年度当初からの事業実施のため令和 7 年度中に対応が必要となる事業等について計上しています。

議案書により説明します。

〔説明事項〕

まず歳入で、議案書の 3 ページ「第 1 表歳入歳出予算補正」の歳入となります。（事項別明細書は予算説明書の 15 ページからとなります。）
主なものに限り説明します。

1 款 市税は、4 億 9,750 万円の増額です。

- 1 項 市民税で、「市民税現年課税分」（3 億 6,000 万円）の増額です。
- 2 項 固定資産税で、「固定資産税現年課税分」（1 億 2,900 万円）の増額です。
- 3 項 軽自動車税で、「種別割現年課税分」（850 万円）の増額です。

14 款 使用料及び手数料は、18 万 5 千円の増額です。

- 1 項 使用料で、「行政財産目的外使用料（都市建設部）」（10 万 6 千円）の増額が主なものです。

15 款 国庫支出金は、2 億 4,539 万 6 千円の増額です。

- 1 項 国庫負担金で、2 億 4,480 万 3 千円の増額です。「自立支援給付費負担金」（1 億 1,923 万 1 千円）の増額、「障害児入所給付費等負担金」（7,031 万 1 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 17 ページからとなります。）

- 2 項 国庫補助金で、58 万 8 千円の増額です。「地域生活支援事業補助金」（57 万円）の増額が主なものです。
- 3 項 国庫委託金で、5 千円の増額です。全額「自衛官募集事務委託金」の増額です。

16 款 県支出金は、1 億 1,670 万 4 千円の増額です。

- 1 項 県負担金で、9,860 万 6 千円の増額です。「自立支援給付費負担金」（5,961 万 5 千円）の増額、「障害児入所給付費等負担金」（3,515 万 5 千円）の増額が主なものです。
- 2 項 県補助金で、1,309 万 8 千円の増額です。「中山間地域等直接支払交付金」（107 万 4 千円）の増額、「UIJ ターン就業移住事業」（810 万円）の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 19 ページからとなります。)

3 項 県委託金で、500 万円の増額です。全額「県民税徴収委託金」の増額です。

18 款 寄附金は、1 億 138 万 7 千円の増額です。

1 項 寄附金で、「ふるさと寄附金」(1 億円)の増額が主なものです。

19 款 繰入金は、△ 1 億 5,228 万円の減額です。

2 項 基金繰入金で、「財政調整基金繰入金」(△ 1 億 5,283 万円)の減額が主なものです。

21 款 諸収入は、3,630 万 8 千円の増額です。

5 項 雑入で、国の脱炭素化推進事業補助金の交付を受けている事業者から、補助金の確定に伴う返還金として「補助金返還金」(3,914 万 4 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 21 ページからとなります。)

22 款 市債は、4,380 万円の増額です。

1 項 市債で、「児童館建設事業(こども債)」(2,920 万円)の増額、「消防団詰所統廃合事業(緊防債)」(2,410 万円)の増額が主なものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出です。

議案書の 4 ページ「第 1 表歳入歳出予算補正」の歳出となります。

(事項別明細書は予算説明書の 23 ページからとなります。)

2 款 総務費は、1 億 5,106 万 5 千円の増額です。

1 項 総務管理費で、1 億 5,093 万 3 千円の増額です。ふるさと寄附金の増額見込みに伴う積立金や返礼品費等として「寄付採納事務」(1 億 4,420 万円)の増額、UIJ ターン就業・創業移住支援事業補助金の申請件数増加により「移住定住推進事業」(1,320 万円)の増額が主なものです。

2 項 徴税費で、△20 万円の減額です。職員手当等の減額により、全額「税務総務費」の減額です。

3 項 戸籍住民基本台帳費で、16 万 8 千円の増額です。職員手当等の増額により、全額「戸籍住民基本台帳管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 27 ページからとなります。)

4 項 選挙費で、33 万 2 千円の増額です。職員給与等の増額により、全額「選挙管理委員会事務費」の増額です。

6 項 監査委員費で、△16 万 8 千円の減額です。職員手当等の減額により、全額「監査委員事務費」の減額です。

(事項別明細書は予算説明書の 29 ページからとなります。)

3 款 民生費は、5 億 9,589 万 6 千円の増額です。

- 1 項 社会福祉費で、4 億 3,502 万 3 千円の増額です。障がい福祉サービス利用者の増加により「障がい者支援事業」（3 億 7,908 万 7 千円）の増額、令和 6 年度療養給付費負担金の確定による後期高齢者医療連合負担金として「後期高齢者医療事業」（55,32 万 1 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 33 ページからとなります。）

- 2 項 児童福祉費で、1 億 5,502 万 4 千円の増額です。児童手当及び児童扶養手当の交付見込みによる「児童福祉総務費」（8,263 万 8 千円）の増額、三郷・堀金児童館遊戯室の空調設備整備による「児童館運営費」（3,413 万 2 千円）の増額、保育士の報酬増加による「認定こども園管理費」（3,756 万 6 千円）の増額が主なものです。
- 3 項 生活保護費で、584 万 9 千円の増額です。穂高社会就労センター改修に伴う「社会就労センター施設改修事業」（284 万 9 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 39 ページからとなります。）

4 款 衛生費は、4,497 万 6 千円の増額です。

- 1 項 保健衛生費で、4,485 万 6 千円の増額です。補助事業者による脱炭素化推進事業補助金の確定に伴う返還金として「ゼロカーボン推進事業」（3,914 万 4 千円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 41 ページからとなります。）

- 2 項 清掃費で、12 万円の増額です。三郷最終処分場水質調査の協力謝礼として、全額「最終処分場施設管理事業」の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 43 ページからとなります。）

5 款 労働費は、13 万円の増額です。

- 1 項 労働費で、ふるさとハローワークを開設している県安曇野庁舎の共益費増加により、全額「労働雇用対策事業」の増額です。

（事項別明細書は予算説明書の 45 ページからとなります。）

6 款 農林水産業費は、880 万 3 千円の増額です。

- 1 項 農業費で、493 万 9 千円の増額です。ニホンザル追払い隊の活動体制見直しによる「有害鳥獣駆除対策」（185 万 8 千円）の増額、中山間地域等直接支払交付金の増加による「中山間地域等支援事業」（99 万円）の増額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 47 ページからとなります。）

- 2 項 林業費で、△152 万 7 千円の減額です。長峰山頂公衆トイレ建替え工事設計業務の延期による「長峰山森林体験交流センター事業」（△209 万 6 千円）の減額が主なものです。

（事項別明細書は予算説明書の 49 ページからとなります。）

- 3 項 耕地費で、539 万 1 千円の増額です。大雨の影響による導水路掘削工事等に伴う補助金として「市単土地改良事業」（470 万 8 千円）の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 51 ページからとなります。)

7 款 商工費は、3,576 万 5 千円の増額です。

- 1 項 商工費で、無人駅管理業務における人件費の増加により「JR・高速乗合バス利用対策事業」(387 万 2 千円)の増額、制度資金貸付件数の増加による「市制度資金貸付事業」(3,147 万 8 千円)の増額などが主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 53 ページからとなります。)

8 款 土木費は、△321 万円の減額です。

- 2 項 道路橋梁費で、黒沢川調節池建設に伴う市道改良の進捗による「県営新設改良事業」(△300 万円)の減額、黒沢川調節池建設に伴う周辺水路の設計業務として「社会資本整備総合交付金事業」(300 万円)の増額です。
- 3 項 河川費で、△640 万円の減額です。内水対策事業の工事箇所見直しによる「河川総務費」(△700 万円)の減額が主なものです。
- 4 項 都市計画費で、△81 万円の減額です。まちなか推進体制構築支援業務の実施内容見直しにより債務負担行為を設定したことから「東部アウトドア拠点整備事業」(△421 万円)の減額、公園樹木管理費不足に伴い「都市公園等維持管理事業」(390 万円)の増額が主なものです。
- 5 項 住宅費で、400 万円の増額です。市営住宅の退去等に伴う修繕費として「住宅管理費」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 57 ページからとなります。)

9 款 消防費は、1,794 万 4 千円の増額です。

- 1 項 消防費で、第 9 分団第 1 部・3 部詰所統合建設事業の建設用地取得などによる「消防施設維持整備事業」(1,901 万 7 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 59 ページからとなります。)

10 款 教育費は、3,176 万 9 千円の増額です。

- 1 項 教育総務費で、384 万 8 千円の増額です。学校給食の食材費高騰により「給食センター総務費」(726 万 9 千円)の増額、給食配送業務委託の確定により「中部給食センター費」(△254 万 1 千円)の減額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 61 ページからとなります。)

- 2 項 小学校費で、1,782 万円の増額です。各小学校における光熱水費の増加等による「小学校総務管理費」(669 万 6 千円)の増額、小学校の理科室等特別教室への空調設備整備に係るキュービクル設計業務として「小学校施設維持修繕事業」(1,090 万 1 千円)の増額が主なものです。
- 3 項 中学校費で、852 万 5 千円の増額です。部活動の地域移行に伴う指導者謝礼の増加等による「中学校教育振興費」(374 万 4 千円)の増額、部活動の地域移行に伴う施設修繕による「中学校施設維持修繕事業」(288 万 5 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の 63 ページからとなります。)

- 5 項 社会教育費で、144 万 8 千円の増額です。穂高交流学习センター等の設備更新による「交流学习センター等管理費」(136 万 1 千円)の増額、市誌編さん事業に係る原始古代編調査業務の確定により「文書館費」(△210 万円)の減額、

豊科公民館の光熱水費の増加により「豊科公民館管理費」(140 万 1 千円)の増額が主なものです。

(事項別明細書は予算説明書の67ページからとなります。)

6 項 保健体育費で、8 万 8 千円の増額です。安曇野市サイクリングコースマップの増版により、全額「自転車活用推進事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 69 ページからとなります。)

11 款 災害復旧費は、298 万 1 千円の増額です。

2 項 農林水産施設災害復旧費で、林道一ノ沢線災害復旧工事の工法変更による設計業務として、全額「林道災害復旧事業」の増額です。

(事項別明細書は予算説明書の 71 ページからとなります。)

12 款 公債費は、288 万 1 千円の増額です。

1 項 公債費で、借入利率の上昇見込みにより、全額「長期借入金償還利子」の増額です

以上が歳出の概要です。

一般会計全体における職員給与関係の補正内容については、予算書 73 ページからの「給与費明細書」をご覧ください。

予算説明書の 6 ページ「第 2 表 債務負担行為補正」です。

追加として、「堀金総合福祉センター管理業務」など指定管理業務によるものが 13 事業、「情報系業務システム機器等賃貸借」など事業の早期着手などその他の理由によるものが 16 事業、合計 29 事業について、今年度からの複数年契約となるため、新たに債務負担行為を設定するものです。

予算説明書の 8 ページ「第 3 表 地方債補正」です。

三郷・堀金児童館遊戯室空調設置工事の実施による「こども・子育て支援事業債(民生債)」の限度額の変更、第 9 分団第 1 部・3 部詰所統合建設事業の建設用地取得による「緊急防災・減災事業債」の限度額の変更など、合計 6 件の変更となります。

以上により、市債の補正額は 4,380 万円の増額となり、補正後の発行予定額は 64 億 4,640 万円となります。

なお、地方債現在高の見込み等については、予算説明書 76 ページをご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 109 号

令和 7 年度安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 94 億 6,563 万 8 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

1 款 国民健康保険税 1 項 国民健康保険税は 1 億 4,000 万円の増額です。調定見込額の増によるものです。

6 款 繰入金 1 項 他会計繰入金は、100 万 9 千円の増額です。特別会計を運営するための事務経費で、一般会計からの繰入金の増額を計上するものです。歳出の 1 款 総務費の一般管理費に財源充当します。

2 項 基金繰入金は、1 億 3,890 万円の減額です。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、100 万 9 千円の増額です。歳入で説明しました、特別会計を運営するための事務経費で、会計年度任用職員の報酬及び職員手当等です。

3 款 国民健康保険事業費納付金 1 項 医療給付費分、2 項 後期高齢者支援金等分、3 項 介護納付金分は、それぞれ歳入 6 款 繰入金の減額に伴う財源変更です。

（事項別明細書は 13 ページから）

7 款 諸支出金 1 項 償還金利子及び還付加算金は、110 万円の増額です。国民健康保険税の還付に要する費用の増額です。

説明は、以上です。

議案第 110 号

令和 7 年度安曇野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 51 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 17 億 5,250 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算補正」の、歳入からご説明します。

（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金は、51 万 3 千円の減額です。事務費繰入金の減額によるものです。

続きまして、歳出についてご説明します。

（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

1 款 総務費 1 項 総務管理費は、3 万 5 千円の増額です。窓口端末用プリンタートナーを購入するための増額です。

2 項 徴収費は、63 万 8 千円の減額です。委託料の変更契約によるものです。

2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 後期高齢者医療広域連合納付金は、一般会計繰入金の減額による財源変更です。

4 款 予備費 1 項 予備費は、9 万円の増額です。予算調整によるものです。

説明は、以上です。

令和 7 年度安曇野市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,100 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 104 億 5,318 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

「第 1 表 歳入歳出予算の補正」の歳入から、主なものについて説明します。
（事項別明細書は 9 ページからとなります。）

3 款 国庫支出金 補正額は、270 万 6 千円の増額です。

1 項 国庫負担金は、補正額 220 万円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、事業に係る国庫負担金の増額を計上するものです。

2 項 国庫補助金は、補正額 50 万 6 千円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、事業に係る調整交付金の増額を計上するものです。

4 款 支払基金交付金 1 項 支払基金交付金は、補正額 297 万円の増額です。

高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、支払基金交付金の増額を計上するものです。

5 款 県支出金 1 項 県負担金は、補正額 137 万 5 千円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、事業に係る県負担金の増額を計上するものです。

8 款 繰入金 補正額は、394 万 9 千円の増額です。

1 項 一般会計繰入金は、補正額 137 万 5 千円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、一般会計からの繰入金を増額するものです。

2 項 基金繰入金は、257 万 4 千円の増額です。高額介護・予防サービス費及び高額医療合算介護・予防サービス費の事業費増額補正に伴い、基金繰入金を増額するものです。

以上が歳入の概要です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。
（事項別明細書は 11 ページからとなります。）

2 款 保険給付費 補正額は 1,100 万円の増額です。

3 項 高額介護サービス等費は、1,000 万の増額です。国保連合会からの情報に基づき、給付に必要となる金額を再計算したことにより増額するものです。

5 項 高額医療合算介護・予防サービス等は 100 万円の増額です。医療保険と介護保険の 1 年間の自己負担額が基準額を超えた場合に給付する高額医療合算介護・予防サービス費について増額するものです。

3 款 地域支援事業

1 項 介護予防事業は、高齢者歯科健診用封筒必要数の変更に伴い印刷製本費を 3 万 6 千円減額し、高齢者歯科健康診査通知封入作業委託料を 3 万 6 千円増額するものです。

3 項 介護予防・日常生活支援総合事業は、訪問型サービスの利用者見込みにより理学療法士等に対する労務謝礼を 2 万 2 千円減額し、訪問事業に係る従事者研修受講者が増えたことにより講師謝礼を 2 万 2 千円増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 112 号

令和 7 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 2 号）

第 1 条 令和 7 年度安曇野市水道事業会計の補正予算 第 2 号は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 7 年度安曇野市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

第 1 款 水道事業費用 133 万 8 千円の増額

第 3 条 予算第 6 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

事項、上下水道料金徴収等業務、期間、令和 8 年度から令和 13 年度まで、限度額、5 億 6,100 万円

第 4 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

（1）職員給与費 131 万円の増額

次に、補正予算書によりご説明します。

9、10 ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の、支出。

1 款水道事業費用 1 項営業費用 2 目配水及び給水費を 133 万 8 千円増額するものです。

増額の理由は、正規職員欠員補充のため、パートタイム会計年度任用職員雇用の人件費を増額するものです。

説明は、以上です。

議案第 113 号

令和 7 年度安曇野市立中学校電子黒板等購入に係る売買契約について

令和 7 年度安曇野市立中学校電子黒板等購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 48 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 7 年度 安曇野市立中学校電子黒板等購入 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約金額 | 86,350,000 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市三郷明盛 1138 番地 17
サスナカ通信工業株式会社 安曇野営業所
所長 <small>はんど</small> 半戸 <small>てるひさ</small> 照久 |

説明は、以上です。

議案第 114 号

令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事建築主体工事変更請負契約
について

令和 7 年 3 月 19 日に議決を得た令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良
工事建築主体工事変更請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に
付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)
第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事
建築主体工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 1, 8 9 5, 3 0 0, 0 0 0 円
変更後 1, 9 1 2, 3 5 0, 0 0 0 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科南穂高 525-7
北野・山共特定建設工事共同企業体
代表 北野建設 株式会社 安曇野営業所
所長 中村 伍男 ^{いっお} |

説明は、以上です。

<参考> 契約の状況

当初契約金額	1, 265, 000, 000 円（令和 5 年 9 月 22 日締結）
第 1 回変更契約金額	1, 433, 300, 000 円（令和 6 年 7 月 10 日締結）
第 2 回変更契約金額	1, 895, 300, 000 円（令和 7 年 3 月 19 日締結）

議案第 115 号

令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事電気設備工事変更請負契約について

令和 7 年 3 月 19 日に議決を得た令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事電気設備工事変更請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事
電気設備工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 234,740,000 円
変更後 241,571,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科南穂高 3798-1
T O S Y S ・有賀電気特定建設工事共同企業体
代表 株式会社 T O S Y S 安曇野営業所
所長 <small>かみかた</small> 神方 <small>たかひろ</small> 貴弘 |

説明は、以上です。

<参考> 契約の状況

当初契約金額	147,400,000 円（令和 5 年 10 月 23 日締結）
第 1 回変更契約金額	234,740,000 円（令和 7 年 3 月 19 日締結）

議案第 116 号

安曇野市・松本市山林組合の解散等に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定による安曇野市・松本市山林組合（以下「組合」という。）の解散、同法第 286 条第 1 項の規定による組合の規約の変更及び同法第 289 条の規定による組合の解散に伴う財産処分について、次のとおり松本市と協議するため、同法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものです。

1 組合の解散

令和 8 年 3 月 31 日をもって組合を解散します。

2 組合の規約の変更

安曇野市・松本市山林組合同規約（昭和 37 年長野県指令 37 地第 62 号）の第 13 条の次に第 14 条を加えます。

（解散に伴う事務の承継）

第 14 条 この組合が解散した場合には、安曇野市がこの組合の事務を承継する。

附 則

この規約は、長野県知事の許可のあった日から施行する。

3 組合の解散に伴う財産処分

組合の解散に伴う財産処分について

（1）財産処分の対象とする財産については、議案書をご覧ください。

アの土地、イの用材、ウの物品については、帰属先は安曇野市となります。

エの歳計現金については、同表の配分割合欄に定める配分割合により、安曇野市と松本市にそれぞれ帰属します。

（2）組合の解散に伴う財産処分日は、令和 8 年 3 月 31 日です。

説明は、以上です。

議案第 117 号

安曇野市土地利用基本計画の変更について

5年に1度の土地利用制度の見直しに伴い、市民アンケートの結果や運用上の課題を精査し、必要な変更を行うものです。

主な変更は3点です。

- 1 空き建物や既存宅地の利活用を目的とした変更です。具体的には、田園居住区域、田園環境区域、山麓保養区域における空き建物の用途変更や既存宅地における開発事業について、各区域で定められている敷地面積の上限や建物規模の上限、位置制限等を適用除外とするものです。
- 2 立地可能な用途の拡充です。具体的には、田園居住区域、田園環境区域、山麓保養区域における各区域の用途基準に「その他これらに類するもの」という一文を追加し、類似用途の立地を可能とします。
- 3 工業系開発の基準見直しです。具体的には、田園環境区域の工場の立地基準について、開発の上限を設けます。
また、危険性が大きい工場の立地場所を制限する強化を行うとともに、郊外での開発基準を一部緩和することで、産業発展と住環境保全の両立を図ります。

この他、拠点市街区域における駐車場の規模上限の緩和、山麓保養区域における宅地分譲の規模上限を強化します。

また共通の事項として、業務兼用住宅（業務部分を兼ねる住宅で規模の小さいもの）について、業務部分の用途を制限する変更を行います。

また、その他、字句や体裁の整理等を行います。

変更後の計画は、令和8年4月1日から施行します。

説明は、以上です。

議案第 118 号

地区土地利用計画の策定について（三郷一日市場東村地区関係）

安曇野市の適正な土地利用に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を策定するものです。

条例第 13 条第 1 項の規定により、地区土地利用計画に次の事項を定めます。

1 地区の土地の範囲です。

移転前の三郷東部認定こども園の園舎に近接した箇所で、計画面積は概ね 7,300 m²です。

2 計画の目標です。

都市計画マスタープランでは「都市機能の集積・拡張を図り、将来的に市街地を形成するゾーン」、安曇野市土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」に位置付けています。

本地区周辺の優れた田園風景・景観の保全及び営農環境等と調和した良好な低層住宅地を形成することを本計画の目標とします。

3 地区の土地利用の方針・目指すべき方向です。

本地区の南側には一団の農地が存在し、また周辺集落に近接していることから、景観を保全し、周辺の居住環境や営農環境に配慮した良好な低層住宅地の形成を目指すものです。

地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準及び条例第 13 条第 2 項により必要に応じて定める事項につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議案第 119 号

地区土地利用計画の策定について（北穂高産業団地関係）

安曇野市の適正な土地利用に関する条例第 12 条第 1 項の規定により、下記のとおり地区土地利用計画を策定するものです。

条例第 13 条第 1 項の規定により、地区土地利用計画に次の事項を定めます。

1 地区の土地の範囲です。

南に青木花見産業団地、北に島新田産業団地が近接している箇所で、計画面積は概ね10haです。

2 計画の目標です。

都市計画マスタープランでは「工場等の集積・拡張を図り、産業立地の核とするゾーン」、安曇野市土地利用基本計画では「田園環境区域」、景観計画では「田園エリア」に位置付けています。

また、本地区が接する道路 2 路線には、平成 9 年に景観形成住民協定が締結されるなど、地域による良好な景観づくりが進められてきた地区でもあります。

本地区の特色を活かし、地域経済の活性化や雇用促進等を目的とした産業基盤を整備し、優れた田園風景・景観の保全及び営農環境等と調和した緑の多い産業団地を形成すること等を本計画の目標とします。

3 地区の土地利用の方針・目指すべき方向です。

本地区は、良好な景観が望める地域であり、かつ既存の集落に近接した箇所であることから、景観や周辺環境に配慮しつつ、経済の活性化や雇用促進に寄与する工場の集積を図ることを、本地区の土地利用の方針とします。

この方針に基づき、建築物の用途や規模、配置等の制限を定めるとともに、縁辺部に緑地帯を配置し、ボリューム感のある緑化の推進と維持管理に努めます。

また、本地区周辺の区の公益上必要な施設の整備を目的とした公共空地を配置し、北穂高地域の公共の福祉の増進に寄与することを目指します。

地区の適正かつ合理的な土地利用を図るための開発事業の基準及び条例第 13 条第 2 項により必要に応じて定める事項につきましては、記載のとおりです。

説明は以上です。

議案第 120 号

市道の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので議会の議決を求めるものです。

別紙の市道廃止路線調書をご覧ください。

今回の廃止路線は 2 路線ございます。

整理番号 1 の三郷 1306 号線は、宅地造成に伴い起点の位置が変更となるため、一旦路線を廃止するものです。

整理番号 2 の三郷 5056 号線も、開発行為に伴い終点の位置が変更となるため、一旦路線を廃止するものです。

路線の位置につきましては、次ページからの廃止路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 121 号

市道の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので議会の議決を求めるものです。

別紙の市道認定路線調書をご覧ください。

今回の認定路線は 9 路線ございます。

整理番号 1 から 5 及び 8 から 9 の豊科 2264 号線外 6 路線は、開発行為または宅地造成により築造された道路であり、市道として管理すべき道路であることから市道認定するものです。

整理番号 6、7 の三郷 5070、5071 号線は、宅地造成に伴う起終点の変更により再認定するものです。

路線の位置につきましては、次ページからの認定路線位置図をご覧ください。

説明は、以上です。

議案第 122 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科社会就労センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市豊科社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 太田 清秋
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、公募による選定を行い、引き続き一般社団法人 安曇野エルチを指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 123 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市穂高社会就労センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市穂高社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 太田 清秋
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、公募による選定を行い、引き続き一般社団法人 安曇野エルチを指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 124 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷社会就労センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市三郷社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 太田 清秋
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、公募による選定を行い、引き続き一般社団法人 安曇野エルチを指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 125 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市明科社会就労センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市明科社会就労センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高有明 2189 番地 39
一般社団法人 安曇野エルチ
代表理事 太田 清秋
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設については、本年度末をもって指定管理期間が終了しますが、施設を今後も管理運営していくため、公募による選定を行い、引き続き一般社団法人 安曇野エルチを指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 126 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市堀金総合福祉センター(老人福祉センター)及び安曇野市堀金保健センター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市堀金総合福祉センター(老人福祉センター)及び安曇野市堀金保健センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 坂内 不二男
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで の 3 年間です。

堀金総合福祉センター(老人福祉センター)及び堀金保健センターを一体的に管理し、維持管理や保守点検業務に係る業務の効率化を図るため、堀金デイサービスセンターの指定管理者である社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会を非公募により指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 127 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市明科総合福祉センター(福祉センター・陶芸作業所)及び安曇野市明科保健センター)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市明科総合福祉センター(福祉センター・陶芸作業所)及び安曇野市明科保健センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市豊科 4160 番地 1
社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会
会長 坂内 不二男
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで の 3 年間です。

明科総合福祉センター(福祉センター・陶芸作業所)及び明科保健センターを一体的に管理し、維持管理や保守点検業務に係る業務の効率化を図るため、明科デイサービスセンターの指定管理者である社会福祉法人 安曇野市社会福祉協議会を非公募によりする指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 128 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷やすらぎ空間施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷やすらぎ空間施設

2 指定管理者の住所及び名称

松本市大字島立 454 番地 1

株式会社 かまくらや

代表取締役 藤本 孝介

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設につきまして、本年度末をもって指定管理期間が終了するため、改めて指定管理者を募集したところ 1 社の応募がありました。審査委員会の意見等を踏まえ、「株式会社 かまくらや」を指定管理者として指定し、管理運営を行っていただくものです。

説明は、以上です。

議案第 129 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市長峰山森林体験交流センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市長峰山森林体験交流センター
- 2 指定管理者の住所及び名称
安曇野市穂高 6032 番地 20
穂高観光株式会社
代表取締役 小松 直
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により公募で指定管理者を選定し、新たに「穂高観光株式会社」を指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 130 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市かじかの里公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市かじかの里公園
- 2 指定管理者の住所及び名称
静岡県静岡市葵区鷹匠二丁目 23 番 9 号
静岡ビル保善株式会社
代表取締役 石井 宏司
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により公募で指定管理者を選定し、現在、当該施設を指定管理している法人（静岡ビル保善株式会社）を引き続き指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 131 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科安曇野の里自然活用村
プラザ安曇野）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市豊科安曇野の里自然活用村 プラザ安曇野
- 2 指定管理者の住所及び名称
長野県松本市大字内田 3405 番地 口 号
株式会社 薬師平リゾート
代表取締役 山村 和永
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで の 5 年間です。

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により公募で指定管理者を選定し、現在、当該施設を指定管理している法人（株式会社 薬師平リゾート）を引き続き指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 132 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市三郷農林漁業体験実習館及び安曇野市三郷室山研修施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市三郷農林漁業体験実習館及び安曇野市三郷室山研修施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市三郷小倉 6524 番地 1

株式会社 ファインビュー室山

代表取締役 堀内 健司

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで の 3 年間です。

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、現在、当該施設を指定管理している法人（株式会社 ファインビュー室山）を安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で選定し、引き続き指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 133 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市豊科安曇野の里自然活用村）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科南穂高 6780 番地

一般社団法人 豊科開発公社

代表理事 大久保 誠

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで の 3 年間です。

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、現在、当該施設を指定管理している法人（一般社団法人 豊科開発公社）を安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で選定し、引き続き指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 134 号

公の施設の指定管理者の指定について（ほりで一ゆ～四季の郷及び周辺施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

ほりで一ゆ～四季の郷及び周辺施設

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市堀金烏川 11 番地 1

株式会社 ほりで一ゆー

代表取締役 小平 博章

3 指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで の 3 年間です。

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、現在、当該施設を指定管理している法人（株式会社 ほり一ゆー）を安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で選定し、引き続き指定管理者として指定するものです。

説明は、以上です。

議案第 135 号

公の施設の指定管理者の指定について（安曇野市マウンテンバイクコース等）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称
安曇野市マウンテンバイクコース等
（啼鳥山荘・須砂渡憩いの森オートキャンプ場）
- 2 指定管理者の住所及び名称
長野県安曇野市穂高 1068 番地 1
一般社団法人 MS J
代表理事 小林 可奈子
- 3 指定の期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

当該施設の指定管理期間が本年度末をもって終了するため、現在、当該施設を指定管理している法人（一般社団法人 MS J）を安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第 5 条の規定により非公募で選定し、引き続き指定管理者として指定するものです。

また、安曇野市マウンテンバイクコースに隣接する「須砂渡憩いの森オートキャンプ場」について、一体的に管理運営をすることにより、業務の効率化や経費削減を図ると共に、スポーツツーリズムの促進による地域経済の活性化及び交流人口の拡大等の相乗効果が期待できるため、併せて指定管理者に指定するものです。

説明は、以上です。